

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年9月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
A-Zはやと
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による変更に関する届出  
令和8年7月24日
- 3 意見の概要
  - (1) 事業系一般廃棄物の処理は、自ら処理施設に持ち込むか又は本市の許可業者に委託して適正に処理すること。
  - (2) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めること。